

平成 23 年 11 月 22 日  
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

一斉帰宅抑制の基本方針（案）

＜基本的な考え方＞

- ・ 首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。
- ・ 首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する。
- ・ この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）に一斉帰宅抑制を促していく。
- ・ この際、安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備することが必要である。
- ・ 特に、行政においては、企業等における一斉帰宅抑制が実効あるものとなるよう必要な対策を実施する。
- ・ 児童・生徒の安全確保のため、学校など関係機関に、必要な取組を求めていく。

＜具体的な取組＞

（従業員等の待機・備蓄）

- ・ 企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとする。
- ・ 企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

（大規模な集客施設等での利用者保護）

- ・ 首都直下地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

#### (従業員等を待機させるための環境整備)

- ・企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

#### (事業継続計画等への位置づけ)

- ・企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

#### (安否確認)

- ・企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

#### (訓練)

- ・企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うものとする。

#### (その他)

- ・企業等は、市区町村や自主防災組織等と、首都直下地震発時の対応を事前に取り決めておくなど、日頃からの連携に努めるものとする。